

相続登記はお済みですか？

相続登記をすることにより、
さまざまなトラブルを防止します！

相続登記をしていないと発生するさまざまな問題

不動産の売却やローン設定に時間がかかる



- 相続した不動産をすぐに売ることができない
- すぐ担保に入れられないため、住宅ローンが組めない

相続登記をしないまま相続人が死亡すると



- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる
- 誰が相続人となるのかの調査に時間がかかる

その他さまざまな問題が発生



- 空き家や空き地の所有者と連絡が取れず、土地や建物が荒廃
- 所有する土地を分筆する際、相続人全員で申請する必要がある

司法書士

司法書士は、相続人からの依頼を受けて相続登記申請をすることができます。

- ◎ 山口県司法書士会 ☎(083) 924-5220
- ◎ 司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】
(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロード
できます。)

土地家屋調査士

土地家屋調査士は、相続人からの依頼を受けて土地や建物の表示に関する登記の申請をすることができます。

- ◎ 山口県土地家屋調査士会
☎(083) 922-5975

- ◎ 法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

- ◎ 山口地方法務局ホームページ「不動産登記申請手続」⇒『不動産の所有者が亡くなった』

<http://houmukyoku.moj.go.jp/yamaguchi/>

※ 登記相談は予約制です。